

身体的拘束等適正化のための指針

社会福祉法人 せたがや櫨の木会

プレイ&リズム希望丘

1、身体的拘束等の適正化に関する基本的な考え方

(1) 事業所としての理念

- ・身体拘束の原則禁止

身体拘束は、利用児童の生活の自由を制限することであり、児童の尊厳ある生活を阻むものである。当事業所では、児童の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく、職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識をもち、身体拘束をしない支援の実施に努める。

- ・事業所でやむを得ず一時的に身体拘束を行う可能性がある項目

- (1)周囲の人に殴る・噛み付く・ける・つばをかける・髪を引っ張る等の行動を一時的に職員の体で制止する
- (2)頭を柱に強くぶつける、自らの体を激しく傷つけるなどの自傷を一時的に職員体で制止する
- (3)本人を落ち着かせるために、クールダウン・タイムアウト室（無施錠）へ一時的に移動させる
- (4)公道等に急に飛び出さないように職員が手をつないで歩く、または急に飛び出してしまった時に体で制止する
- (5)療育課題に取り組めるよう手を引いて着席を促す
- (6)高い場所からの飛び降りなど本人または周囲にとって危険な場所へ行こうとした時に職員が体で制止する、または抱きかかえてその場から降ろす
- (7)食べ物・飲物を取り過ぎないように職員が体で制止する
- (8)排泄物・嘔吐物など不衛生なものを触ってしまいそうな時に職員が体で制止する

(2) 根拠となる法律

- ・障害者虐待防止法
- ・児童虐待防止法
- ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）
＜身体拘束等の禁止＞

第七十三条 指定療養介護事業者は、指定療養介護の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。

指定療養介護事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければ

ならない。

(3) 身体的拘束を行う必要性を生じさせないために日常支援で留意する事項

職員の知識や支援技術を高め、行動制限や身体拘束の解消に向けて、職員全体で支援の質の向上に努める。

- ① 利用児童の主体的な行動・尊厳ある生活に努める。
- ② 言葉や応対等で、利用児童の精神的な自由を妨げないよう努める。
- ③ 利用児童の想いをくみ取り、児童の意向に沿ったサービスを提供し、多職種協働で個々に応じた丁寧な対応をする。
- ④ 安易に「やむを得ない」と考えて拘束に準ずる行為を行っていないかを常に振り返る。

(4) やむを得ず身体拘束等を行う場合

利用児童の個々の心身の状況などを勘案し、疾病・障害を理解した上で、身体拘束を行わない支援の提供をすることが原則であるが、やむを得ず身体拘束を行う場合は、以下の三要件のすべてを満たすことが必要である。

- ・切迫性：利用児童本人又は他の児童、職員等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
- ・非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する支援方法がないこと。
- ・一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

2、身体的拘束等適正化のための体制

次の取り組みを継続的に実施し、身体的拘束適正化のため体制を維持・強化する。

(1) 身体的拘束適正化検討委員会の設置及び開催

身体的拘束適正化検討委員会を設置し、本事業所で身体的拘束適正化を目指すための取り組み等の確認・改善を検討する。

- ・身体拘束等に関するマニュアル等の見直し
- ・身体拘束廃止に向けての現状把握及び改善策についての検討
- ・身体拘束を実施せざるを得ない場合の検討及び手続
- ・身体拘束を実施した場合の解除の検討
- ・身体拘束廃止に関する職員全体への指導

委員会は六月に一度以上の頻度で年二回以上開催する。

(2)委員会の構成

施設長（児童発達支援管理責任者兼務）、主任、常勤児童指導員を委員として、委員会開催時に参加可能な職員は全て参加とする。

(3)記録及び周知

委員会での検討内容の記録を適切に作成・説明・保管するほか、委員会の結果について、職員その他の従業者に周知徹底する。

3、身体的拘束等適正化のための研修

身体的拘束適正化のため職員その他の従業者について、職員採用時のほか、年二回以上の頻度で定期的な研修を実施する。

研修の実施にあたっては、実施者、実施日、実施場所、研修名、内容(研修概要)、を記載した記録を作成する。

4、身体的拘束発生時の対応に関する基本方針

組織による決定と個別支援計画への記載を行う。個別支援会議などにおいて組織として慎重に検討・決定する。身体拘束等を行う場合には、個別支援計画に身体拘束の様態及び時間、緊急やむを得ない理由を記載する。

職員の行動障害に対する知識や支援技術が十分でない場合、対応方法が分からずに行動制限をすることに頼ってしまうことも起こる。行動制限をすることが日常化してしまうと「切迫性」「非代替性」「一時性」のいずれも該当しなくなり、いつの間にか身体的虐待を続けている状態に陥っていたということにもなりかねない。そのことに注意し、下記の対応を行う。

(1) 3要件の確認

- ・切迫性(利用児童本人又は他の児童、職員等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと)
- ・非代替性(身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する支援方法がないこと)
- ・一時性(身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること)

(2) 要件合致確認

利用児童の態様を踏まえ身体的拘束適正化委員会が必要性を判断した場合、限定した範囲で身体的拘束を実施することとするが、拘束の実施後も日々の態様等を参考にして同委員会で定期的に再検討し解除へ向けて取り組む。

(3) 記録等

緊急やむを得ず身体的拘束を行わざるを得ない場合、次の項目について具体的にご本人・ご家族等へ説明し書面で確認を得る。

- ・個別支援計画への記載、同意書
- ・拘束が必要となる理由(個別の状況)
- ・拘束の方法(場所、行為(部位・内容))
- ・拘束の時間帯及び時間
- ・特記すべき心身の状況
- ・拘束開始及び解除の予定(※特に解除予定を記載する)

(4)報告

記録と再検討の結果、身体拘束を継続する必要性がなくなった場合は、速やかに身体拘束を解除し、併せて契約者及び家族に報告する。

5、契約者等による本指針の閲覧

本指針は、本事業所で使用するマニュアルに綴り、全ての職員が閲覧を可能とするほか、利用者やご家族が閲覧できるように施設への掲示や施設ホームページへ掲載する。

附則

この指針は、令和4年 4月 1日から施行する。